2024年度介護報酬改定に向けてのアンケート

一般社団法人全国介護付きホーム協会

当協会においては、次期介護報酬改定に向けて、介護事業経営実態（概況）調査だけでは明らかにならない介護職員等に対する処遇改善の実態、人材確保の状況及び医療保険における訪問看護の活用実態を調査することで、介護報酬の維持・向上等を図っていきたいと考えております。

つきましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、会員の皆さまに本アンケートにお答えいただき、集約したデータを今後の当協会の活動に役立ててまいりたいと考えておりますので、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

（回答期限：2022年11月30日（水））

法人名＊：

連絡先メールアドレス＊：

＊必須

１．処遇改善、人材確保の状況

処遇改善関係加算の算定状況

（１）介護報酬における処遇改善関係加算の算定状況をお尋ねします。次に掲げる処遇改善関係加算のうち現時点で算定しているものをすべてチェック（あてはまるものに☑。以下、すべて同様）してください（複数回答可）。

□介護職員処遇改善加算

□介護職員等特定処遇改善加算

□介護職員等ベースアップ等支援加算

（２）（１）の加算のうち、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していないと回答した方にお尋ねします。この加算を算定していない理由は何ですか。以下の項目から選んでください（複数回答可）。

　　　□事務手続きが煩雑

　　　□ベースアップ等を実施することが困難

　　　□職種間のバランスの確保が困難

□その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　）

法人独自の給与改善等

（３）介護報酬における処遇改善関係加算とは別に、経営上の利益を活用し、給与改善を実施している、又は、実施する予定はありますか。

□すでに給与改善を行っている。

□今後、給与改善を行う予定がある。

□今後、給与改善を行うことを検討中である。

□現在のところ、給与改善を行う予定はない。

（４）（３）で「現在のところ、給与改善を行う予定はない」と回答した方にお尋ねします。「現在のところ、給与改善を行う予定はない」と考えた理由は何でしょうか。

□経営上の利益は給与改善以外の事業や投資に充てるため。

□財政的な余裕がないため。

□その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　）

（５）経営上の利益を活用し、職員の負担軽減や職場環境改善のための対策などを行っている、又は行う予定はありますか。

　　　（複数回答可）

　　　□職員の負担軽減のための介護ロボット・ICTの導入

□職員の健康増進対策の充実（仮眠室・休憩室の設置など）

□快適な職場を目指した取り組み（更衣室の設置、ユニフォーム刷新など）

□キャリアアップ支援（資格取得のための通信教育の費用補助など）

□その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　）

職員の充足状況等

（６）あなたの法人において、介護等の職員は充足していますか。

　　　□充足している

　　□不足感はあるが、随時採用しながら対応している

　　　□不足感が強く、思うように採用が進まない

　　　□不足しているため、新規入居の受け入れ調整などを行っている

（７）特に不足していると感じる職種はありますか。（複数回答可）

　　　□介護職員（介護福祉士以外）

　　　□介護福祉士

　　　□看護職員

　　　□機能訓練指導員

　　□生活相談員

　　□計画作成担当者（介護支援専門員）

□その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　）

（８）コロナ禍以前（2020年1月以前）と比較して、現在の介護等の職員に関する

不足感に変化はありましたか。

　　　□大きく改善した

　　□やや改善した

　　　□変わらない

　　　□やや悪化した

　　　□大きく悪化した

２．特別訪問看護指示書の利用状況

（９）介護付きホーム（特定施設）の入居者は、訪問看護（介護保険）は利用できま

せんが、「特別訪問看護指示書」等による訪問看護（医療保険）は利用すること

ができる場合があります（以下の参考資料を参照。）。

　　この特別訪問看護指示書等による訪問看護（医療保険）を介護付きホーム（特

定施設）の入居者が利用できることを知っていましたか。

□知っていた

　　□知らなかった

【参考】訪問看護（医療保険）を利用できる場合

 　　　　要支援・要介護の方は、以下の例外を除き、利用できない。

1. 特定の疾病の場合：末期の悪性腫瘍（がん）等（期間の制限なし）
2. 特別訪問看護指示書が医師により出された場合

　 ＜対象＞急性増悪期、終末期、退院直後

 ＜期間＞・14日以内（毎月）

・同一月内の再交付（14日以内）＜気管カニューレを使用している場合、真皮を超える褥瘡の場合に限定＞

　　　　　　　　　　　　 ※最大で１月内に28日（14日＋14日）まで利用が可能。

（10）入居者の方が「特別訪問看護指示書」による訪問看護（医療保険）を利用され

る場合、どのくらいの頻度で利用される場合が多いですか。

（2021年4月～2022年10月（1年7か月）の利用状況でお答えください）

□月に１回が多い

□月に２回が多い

□この期間に利用がない

（11）「特別訪問看護指示書」による訪問看護（医療保険）を月に２回利用できるの

は、（９）の【参考】に記載のとおり、気管カニューレを使用している場合、

真皮を超える褥瘡の場合の２つの場合に限定されていますが、月２回利用でき

る場合を拡大してほしいというお考えはありますか。以下の中から選んでくだ

さい（複数回答可）。

□看取り期（終末期）への対応

□かくたん吸引への対応

□その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　）

以上